

宮城県労働委員会年報

(令和7年)



宮城県労働委員会事務局編

は し が き

この年報は、令和7年1月から12月までに宮城県労働委員会が取り扱った事件の内容を中心に、委員会の活動状況を収録したものです。

この年報が労働委員会の活動について御理解いただく上で多少なりとも御参考になれば幸いと存じます。

令和8年3月

宮城県労働委員会

事務局長 菊 池 弘 之

目 次

第1章 労働委員会の組織	
第1節 委員 -----	1
第2節 あっせん員候補者 -----	3
第3節 事務局 -----	5
第2章 労働委員会の活動状況	
第1節 会議等 -----	7
1 総会 -----	7
2 公益委員会議 -----	14
3 諸会議 -----	15
（1）委員連絡会議 -----	15
（2）事務局連絡会議 -----	18
4 研修・広報委員会 -----	20
（1）委員会開催状況 -----	20
（2）活動状況 -----	20
5 相談 -----	23
第2節 本県の労働情勢 -----	24
1 令和7年春闘・その他の要求闘争の概況 -----	24
（1）春闘の妥結状況 -----	24
（2）一時金の妥結状況 -----	24
2 労働争議 -----	25
3 労働組合の組織状況 -----	26
第3節 労働争議の調整 -----	27
第4節 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査 -----	34
1 争議行為予告通知 -----	34
2 労働争議の実情調査 -----	35
第5節 不当労働行為の審査 -----	38
1 概要 -----	38
（1）審査の実施状況 -----	38
（2）審査期間の目標達成状況 -----	38
（3）再審査関係等 -----	38
（4）合同労組事件の概況 -----	38
2 事件の要録 -----	46
（1）令和6年（不）第1号 -----	46
（2）令和6年（不）第2号 -----	50
（3）令和6年（不）第3号 -----	53
第6節 労働組合の資格審査 -----	56
第7節 個別労使紛争のあっせん -----	58

掲 載 表 一 覧

第2章 労働委員会の活動状況

第1節 会議等

第1表 相談取扱状況 -----	23
------------------	----

第2節 本県の労働情勢

第1表 労働争議発生状況 -----	25
--------------------	----

第2表 労働組合数・組合員数及び組織状況 -----	26
----------------------------	----

第3節 労働争議の調整

第1表 調整区分別取扱件数 -----	27
---------------------	----

第2表 開始事由別取扱件数（新規係属分） -----	27
----------------------------	----

第3表 係属月別取扱件数（新規係属分） -----	28
---------------------------	----

第4表 従業員規模別取扱件数（新規係属分） -----	28
-----------------------------	----

第5表 組合員規模別取扱件数（新規係属分） -----	29
-----------------------------	----

第6表 上部団体加盟系統別取扱件数（新規係属分） -----	29
--------------------------------	----

第7表 産業別取扱件数（新規係属分） -----	30
--------------------------	----

第8表 調整事項別取扱件数（新規係属分） -----	31
----------------------------	----

第9表 終結区分別取扱件数 -----	32
---------------------	----

第10表 所要日数別取扱件数 -----	32
----------------------	----

第11表 調整回数別取扱件数 -----	33
----------------------	----

第12表 新規係属事件における合同労組事件の係属状況 --	33
-------------------------------	----

第4節 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査

第1表 通知先別通知件数 -----	34
--------------------	----

第2表 主要争議事項別通知件数 -----	34
-----------------------	----

第3表 産業別通知件数 -----	35
-------------------	----

第4表 実情調査の実施状況 -----	35
---------------------	----

別表 令和7年実情調査一覧 （争議行為予告通知に基づくもの） -----	36
---	----

第5節 不当労働行為の審査

第1表 令和7年不当労働行為事件該当号別処理状況 -----	39
--------------------------------	----

第2表 取扱件数及び処理件数 -----	39
----------------------	----

第3表 終結事件に係る平均処理日数 -----	40
-------------------------	----

第4表 再審査事件一覧 -----	40
-------------------	----

第5表 初審関係行政訴訟事件一覧 -----	40
------------------------	----

第6表 再審査関係行政訴訟事件一覧 -----	41
-------------------------	----

第7表 審査の実効確保措置勧告処理一覧 -----	41
---------------------------	----

第8表 物件提出命令申立事件一覧 -----	41
------------------------	----

第9表	合同労組事件の申立状況	42
別表	令和7年不当労働行為救済申立係属事件一覧	44
第6節	労働組合の資格審査	
第1表	申請事由別係属件数	56
第2表	事由別終結件数	56
別表	令和7年労働組合の資格審査一覧	57
第7節	個別労使紛争のあっせん	
第1表	取扱件数	58
第2表	申請者別取扱件数（新規係属分）	58
第3表	雇用形態別取扱件数（新規係属分）	59
第4表	産業別取扱件数（新規係属分）	59
第5表	あっせん事項別取扱件数（新規係属分）	60
第6表	終結区分別取扱件数	60
第7表	所要日数別取扱件数	61
別表	令和7年個別労使紛争あっせん事件一覧	62

略 称 一 覧

本年報においては、記述の簡略を期すため下記のとおり略称を用いた。

〔用語〕	〔略称〕
労働組合法	労組法
労働組合法施行令	労組法施行令
労働関係調整法	労調法
労働委員会規則	規則

第1章 労働委員会の組織

第1章 労働委員会の組織

第1節 委員

宮城県労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員各5人で構成されており、任期は2年である。

第45期宮城県労働委員会委員名簿

令和7年12月末現在

区分	氏名	現職（又は主要経歴）	任命年月日
公益委員	会長 水野紀子	白鷗大学法学部教授	令和6年4月1日
	会長代理 岡崎貞悦	弁護士	令和6年4月1日
	豊田耕史	弁護士	令和6年4月1日
	佐々木くみ	東北学院大学法学部法律学科教授	令和6年4月1日
	桑村裕美子	東北大学大学院法学研究科教授	令和7年10月1日
労働者委員	佐竹一則	宮城交通労働組合特別執行委員	令和6年4月1日
	北舘和彦	自治労宮城県本部中央副執行委員長	令和6年4月1日
	佐藤友彦	宮城民主医療機関労働組合書記長	令和6年4月1日
	鈴木謙一	東北電力労働組合宮城県本部委員長	令和6年4月1日
	新山 齊	UAゼンセン宮城県支部支部長	令和7年1月1日
使用者委員	大内栄治	(株式会社七十七銀行取締役)	令和6年4月1日
	伊藤光芳	(株式会社本山製作所執行役員管理本部長)	令和6年4月1日
	小野木克之	(株式会社河北新報社専務取締役)	令和6年4月1日
	飯野 守	一般社団法人宮城県経営者協会専務理事	令和6年8月1日
	菅野 淳	東北電力株式会社人財部部长	令和7年6月1日

※区分ごとに就任順

第45期委員（令和6年4月1日任命）の退任委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名	退任時の職（又は主要経歴）	退任年月日
使用者 委員	清 野 敦	北日本電線株式会社特別顧問	令和7年5月31日
公益 委員	嵩 さやか	東北大学大学院法学研究科教授	令和7年9月30日

第2節 あっせん員候補者

労調法第10条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

宮城県労働委員会あっせん員候補者名簿

令和7年12月末現在

氏名	現職（又は主要経歴）	委嘱年月日
水野紀子	宮城県労働委員会委員 白鷗大学法学部教授	令和6年4月1日
岡崎貞悦	宮城県労働委員会委員 弁護士	令和6年4月1日
豊田耕史	宮城県労働委員会委員 弁護士	令和6年4月1日
佐々木くみ	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部法律学科教授	令和6年4月1日
桑村裕美子	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	令和7年10月1日
佐竹一則	宮城県労働委員会委員 宮城交通労働組合特別執行委員	令和6年4月1日
北舘和彦	宮城県労働委員会委員 自治労宮城県本部中央副執行委員長	令和6年4月1日
佐藤友彦	宮城県労働委員会委員 宮城民主医療機関労働組合書記長	令和6年4月1日
鈴木謙一	宮城県労働委員会委員 東北電力労働組合宮城県本部委員長	令和6年4月1日
新山 齊	宮城県労働委員会委員 UAゼンセン宮城県支部支部長	令和7年1月1日
大内栄治	宮城県労働委員会委員 (株式会社七十七銀行取締役)	令和6年4月1日
伊藤光芳	宮城県労働委員会委員 (株式会社本山製作所執行役員管理本部長)	令和6年4月1日
小野木克之	宮城県労働委員会委員 (株式会社河北新報社専務取締役)	令和6年4月1日
飯野 守	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協会専務理事	令和6年8月1日
菅野 淳	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社人財部部長	令和7年6月1日

氏名	現職（又は主要経歴）	委嘱年月日
菊池弘之	宮城県労働委員会事務局長	令和7年4月1日
笹森博樹	宮城県労働委員会事務局 副事務局長兼審査調整課長	令和6年4月1日

令和7年中のあっせん員候補者の解任は、次のとおりである。

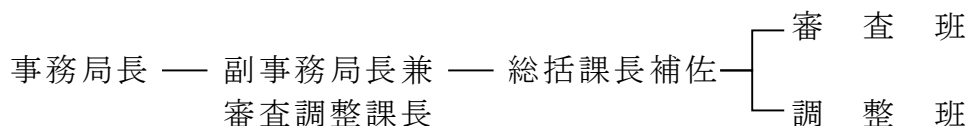
氏名	解任時の職（又は主要経歴）	委嘱年月日 解任年月日
諸星久美子	宮城県労働委員会事務局長	令和6年4月1日 令和7年3月31日
清野敦	宮城県労働委員会委員 北日本電線株式会社特別顧問	令和6年4月1日 令和7年5月31日
嵩さやか	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	令和6年4月1日 令和7年9月30日

第3節 事務局

事務局の組織、事務分掌等は、宮城県労働委員会事務局処務規程（昭和60年宮城県訓令甲第1号）により定められている。

職員数は12人で、組織及び課の分掌事務は次のとおりである。

なお、このほか、労働相談対応のため、会計年度任用職員2人を配置している。



審査調整課

- 1 労働委員会等の会議に関する事。
- 2 事務局職員の人事に関する事。
- 3 予算、決算及び経理に関する事。
- 4 物品の購入及び管理に関する事。
- 5 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- 6 公印の管理に関する事。
- 7 規程等の整備に関する事。
- 8 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- 9 労働組合の資格審査に関する事。
- 10 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の認定及び告示に関する事。
- 11 労働協約の地域的の一般的拘束力の適用に関する事。
- 12 不当労働行為に関する事。
- 13 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第42条の請求に関する事。
- 14 争議行為の発生届及び予告並びに労働争議の実情調査に関する事。
- 15 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事。
- 16 個別労使紛争のあっせんに関する事。
- 17 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第20条第1項の相談に関する事。

第2章 労働委員会の活動状況

第2章 労働委員会の活動状況

第1節 会議等

1 総会

宮城県労働委員会運営内規により、原則として毎月第2木曜日及び第4木曜日に定例総会を開催している。

令和7年中に開催された総会は24回で、通算1740回である。

回数	開催月日	議題
1717 (定例)	1月9日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 議席について 2 あっせん員候補者の委嘱について 3 個別労使紛争のあっせんについて 令和6年第6号 4 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 5 令和6年度第7回研修・広報委員会の結果について 6 個別労使紛争に関するあっせんのあっせん員予定表について 7 令和7年度宮城県労働委員会定例総会予定表(案)について 8 第1716回定例総会議事録について
1718 (定例)	1月23日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第3号 2 個別労使紛争のあっせんについて 令和7年第1号 令和7年第2号 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 令和6年不当労働行為事件の審査の実施状況及び審査期間の目標達成状況について 5 令和6年調整事件及び個別労使紛争のあっせん事件の取扱状況について 6 行政手続のオンライン化について 7 労働委員会制度創設80周年記念行事企画委員会について 8 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について 9 第1717回定例総会議事録について

回数	開催月日	議題
1719 (定例)	2月13日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第1号 2 個別労使紛争のあっせんについて 令和7年第2号 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 個別労働紛争の内容別相談・助言、あっせん件数 まとめについて(令和6年10月-12月期) 5 労働委員会の会議等におけるWeb会議システムの 活用について 6 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討 会について 7 第1718回定例総会議事録について
1720 (定例)	2月27日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 「宮城県労働委員会規則の形式を左横書きに改正 する規則」の制定について 2 「宮城県労働委員会訓令の形式を左横書きに改正 する訓令」の制定について 3 「宮城県労働委員会告示の形式を左横書きに改正 する告示」の制定について 4 不当労働行為救済申立事件の終結について 令和6年(不)第3号 5 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 6 労働委員会の会議等におけるWeb会議システムの 活用について 7 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討 会について 8 第1719回定例総会議事録について
1721 (定例)	3月13日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 「情報セキュリティに関する規程」の一部改正に ついて 2 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第2号 3 個別労使紛争のあっせんについて 令和7年第1号 4 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 5 労働委員会の会議等におけるWeb会議システムの 利用について 6 第1720回定例総会議事録について

回数	開催月日	議題
1722 (定例)	3月27日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 「宮城県労働委員会事務局文書取扱規程」の一部改正について 2 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第1号 3 個別労使紛争のあっせんについて 令和7年第2号 4 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 5 不当労働行為事件の審査、労働争議の調整及び個別労使紛争のあっせんにおけるWeb会議システムの利用に関する要領(案)について 6 令和7年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題の募集について 7 第1721回定例総会議事録について
1723 (定例)	4月10日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 あっせん員候補者の委嘱について 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 第39回14都道府県労働委員会使用者委員会議の議題の募集について 4 令和7年度第1回研修・広報委員会の結果について 5 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の研修課題について 6 令和7年度宮城県労働委員会定例総会予定表及び諸会議出席予定表について 7 個別労使紛争に関するあっせんのあっせん員予定表について 8 第1722回定例総会議事録について
1724 (定例)	4月24日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第2号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 令和7年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題の募集について 4 第1723回定例総会議事録について
1725 (定例)	5月8日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個別労使紛争のあっせんについて 令和7年第3号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 個別労働紛争の内容別相談・助言、あっせん件数まとめについて(令和7年1月-3月期) 4 第1724回定例総会議事録について

回数	開催月日	議 題
1726 (定例)	5月22日 (木)	1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第1号 令和6年(不)第2号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 第1725回定例総会議事録について
1727 (定例)	6月5日 (木)	1 議席について 2 あっせん員候補者の委嘱について 3 個別労使紛争のあっせんについて 令和7年第3号 4 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 5 個別労使紛争に関するあっせんのあっせん員予定表について 6 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について 7 第1726回定例総会議事録について
1728 (定例)	6月26日 (木)	1 不当労働行為救済申立事件の終結について 令和6年(不)第1号 2 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第2号 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の結果について 5 令和7年度全国労働委員会会長連絡会議の結果について 6 第1727回定例総会議事録について
1729 (定例)	7月10日 (木)	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 2 第39回14都道府県労働委員会使用者委員会議の結果について 3 第1728回定例総会議事録等について
1730 (定例)	7月24日 (木)	1 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 2 令和7年度第2回研修・広報委員会の結果について 3 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について 4 第1729回定例総会議事録について

回数	開催月日	議 題
1731 (定例)	8月7日 (木)	1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第2号 2 個別労使紛争のあっせんについて 令和7年第4号 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 個別労使紛争の内容別相談・助言、あっせん件数 まとめについて(令和7年4月-6月期) 5 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協 議会研修会の研修課題について 6 第1730回定例総会議事録について
1732 (定例)	8月21日 (木)	1 個別労使紛争のあっせんについて 令和7年第4号 令和7年第5号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 第1731回定例総会議事録について
1733 (定例)	9月11日 (木)	1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第2号 2 個別労使紛争のあっせんについて 令和7年第4号 令和7年第5号 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 第1732回定例総会議事録について
1734 (定例)	9月25日 (木)	1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第2号 2 個別労使紛争のあっせんについて 令和7年第6号 令和7年第7号・第8号 令和7年第9号 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 個別労働紛争処理制度に係る街頭PRの実施につ いて 5 第1733回定例総会議事録について

回数	開催月日	議題
1735 (定例)	10月9日 (木)	1 議席について 2 あっせん員候補者の委嘱について 3 個別労使紛争のあっせんについて 令和7年第5号 令和7年第7号・第8号 令和7年第9号 4 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 5 個別労使紛争に関するあっせんのあっせん員予定表について 6 個別労働紛争処理制度に係る街頭PRの結果について 7 行政手続のオンライン化の進捗状況について 8 労働委員会規則の一部を改正する規則(ウェブ活用関係)に係るQ&A改訂に伴う対応について 9 第1734回定例総会議事録について
1736 (定例)	10月23日 (木)	1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第2号 2 組合資格審査申請について 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 令和7年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の結果について 5 「宮城県労働委員会定例総会及び公益委員会議のウェブ会議システムを活用した実施について」の一部改正について 6 第1735回定例総会議事録について
1737 (定例)	11月6日 (木)	1 個別労使紛争のあっせんについて 令和7年第6号 2 個別労働紛争の内容別相談・助言、あっせん件数まとめについて(令和7年7月-9月期) 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の結果について 5 第1736回定例総会議事録について

回数	開催月日	議題
1738 (定例)	11月27日 (木)	1 第518回公益委員会議の結果について 2 個別労使紛争のあっせんについて 令和7年第7号・第8号 令和7年第9号 3 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 4 第80回全国労働委員会連絡協議会総会の結果について 5 東北地区労使関係セミナーの結果について 6 第1737回定例総会議事録について
1739 (定例)	12月11日 (木)	1 不当労働行為救済申立事件の審査経過について 令和6年(不)第2号 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 令和7年度第3回研修・広報委員会の結果について 4 第81回全国労働委員会連絡協議会総会における 議題(案)の提出依頼について 5 令和8年度全国労働委員会会長連絡会議における 議題(案)の提出依頼について 6 第1738回定例総会議事録について
1740 (定例)	12月25日 (木)	1 組合資格審査申請について 2 争議行為の予告及び労働争議の実情調査について 3 第1739回定例総会議事録について

2 公益委員会議

規則第3条第1項第2号に規定する公益委員会議は、次のとおり開催された。

回数	開催月日	議 題	結 果
518	11月27日 (木)	法人登記に係る組合資格審査について 令和7年資審第1号	労組法に適合すると決定

3 諸会議

委員会相互の密接な連絡及び事務処理の統一と調整を図るために開催された各種連絡会議は次のとおりである。

(1) 委員連絡会議

ア 第80回全国労働委員会連絡協議会総会

開催年月日：令和7年11月13日（木）～14日（金）

場 所：東京都文京区

講 演：

演題 労働委員会委員にとってのOJTとOff-JT：職業能力開発の理想と現実

講師 元中央労働委員会会長
法政大学名誉教授

諏訪 康雄 氏

第 1 議題：

働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について

(中労委提案)

第 2 議題：

コロナ禍の教訓から学ぶ

(中労委提案)

イ 全国労働委員会会長連絡会議

開催年月日：令和7年6月13日（金）

場 所：和歌山県和歌山市

講 演：

演題 今後の労働基準関係法制の検討課題

講師 明治大学法学部教授
中央労働委員会公益委員

山川 隆一 氏

議 題 懇 談：

和解の取組について

(中労委提案)

ウ 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会

(ア) 会長連絡会議

開催年月日：令和7年6月9日（月）

場 所：青森県青森市

議 事：

議題 1 書面による運営委員会において事前に承認された事項について（報告）

- ◎令和7年度総会の日程及び議題等について
 - ◎次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について
 - ◎令和8年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について
- 議題 2 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の監事の選任について

(イ) 総会

開催年月日：令和7年6月9日（月）～10日（火）

場 所：青森県青森市

議 事：

- 議題 1 令和6年取扱事件とその傾向及び特異事件について<資料交換>
- 議題 2 令和6年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会決算について
- 議題 3 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会予算（案）について
- 議題 4 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の監事の選任について
- 議題 5 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について
- 議題 6 令和8年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について

研 修：

- 研修課題 1 「経営協議会」と並行して行う団体交渉における不当労働行為の成否について
- 研修課題 2 人事異動に伴う降任について

(ウ) 研修会

開催年月日：令和7年10月30日（木）～31日（金）

場 所：北海道札幌市

分 科 会：

- 研修課題 1 新賃金体系に合意しなかった労働組合の組合員に対して協定外時間外勤務やシフト変更等を認めなかったことは、労組法第7条第1号等の不当労働行為に該当するか
- 研修課題 2 求人票を見て応募し、採用された労働者が、会社と管理職該当性及び具体的な職務内容等で争いとなり、解雇された事案への対応

講 演：

- 演題 労働基準法改正に向けた動きと課題

講師 早稲田大学法学学術院法学部教授

水町 勇一郎 氏

エ 十四都道府県労働委員会公益委員会議

開催年月日：令和7年10月21日（火）～22日（水）

場 所：広島県広島市

議 事：

議題1 審査事件における争点整理等の工夫について
(大阪府提案)

議題2 会社が解散した場合の親会社等の使用者性について

(広島県提案)

オ 第39回14都道府県労働委員会使用者委員会議

開催年月日：令和7年7月3日（木）

場 所：新潟県新潟市

議 事：

テーマ討議 調整・審査事件あるいは個別労働関係紛争
あっせんの事例

(新潟県提案)

使用者に向けた労働法令や労働委員会制度の周知・啓発の取組について

(新潟県提案)

特別講演：

演題 心理学の知見を労働紛争の解決に活かす～意思決定
のメカニズムから労働問題を理解する～

講師 国立大学法人新潟大学教育学部教授
新潟県労働委員会公益委員

田中 恒彦 氏

(2) 事務局連絡会議

ア 全国会議

(ア) 全国労働委員会事務局長連絡会議

開催年月日：令和7年6月12日（木）

場 所：和歌山県和歌山市

議 事：

- 1 審査概況等について
- 2 調整事件等の概況について
- 3 その他

議 題 懇 談：

- 1 外国人労働者に係る事案への対応について
(中労委提案)
- 2 事務局職員の人材育成等について
(中労委提案)

(イ) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

開催年月日：令和7年10月23日（木）

場 所：東京都港区

議 事：

- 第1議題 労働組合法第2条の「主体」性について
- 第2議題 労働委員会の民事訴訟のIT化への対応について
- 第3議題 労働委員会事務局における人材確保・育成について

(ウ) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

開催年月日：令和7年10月24日（金）

場 所：東京都港区

議 事：

- 1 中央労働委員会事務局からの説明
調整業務の運営について
- 2 都道府県労働委員会からの事例報告
(1) 集団的労使紛争事件（1事例）
(2) 個別労働紛争事件（1事例）

イ 北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会

(ア) 事務局長連絡会議

開催年月日：令和7年6月9日（月）

場 所：青森県青森市

議 事：

- 議題1 令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡

協議会予算（案）及び負担金の取扱いについて
議題 2 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会
の運営について

（岩手県提案）

（イ） 審査・調整課長連絡会議

開催年月日：令和7年8月29日（金）

場 所：岩手県盛岡市

議 事：

提案議題 審査事件における和解事例集の作成について
（秋田県）

研修議題

- (1)-①確定命令の履行確認について（北海道）
- (1)-②個別あっせん事件による合意事項に係る履行状況の確認について（北海道）
- (1)-③個別的労使紛争に係るあっせんのあっせん申請の申立期間について（青森県）
- (1)-④個別労使紛争あっせんの事務フロー等について（宮城県）
- (1)-⑤個別労働関係紛争のあっせんに申請した（あっせんの相談をした）労働者に対する事業主の不利益取扱いについて（秋田県）
- (2)-①審査・調整事件に係る総会資料等での個人情報の表記について（岩手県）
- (2)-②審査・調整事件に係る個人情報を含む資料の委員との情報のやりとりの方法について（岩手県）
- (2)-③ブロック総会・研修会の研修議題や、審査・調整事件に関する委員の研修方法について（岩手県）
- (2)-④ブロック総会・研修会開催に係る会場の確保等について（岩手県）
- (2)-⑤「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の適用を受ける労働組合の動向把握について（宮城県）
- (2)-⑥総会・公益委員会議におけるWeb会議の開催について（秋田県）
- (2)-⑦北海道・東北六県労働委員会連絡協議会総会及び研修会における研修課題の作成状況について（山形県）
- (2)-⑧不当労働行為事件の審査機能の維持・向上について（福島県）

4 研修・広報委員会

全国労働委員会連絡協議会の「労働委員会活性化のための検討委員会」の報告を踏まえ、宮城県労働委員会における紛争処理能力の維持・向上を図るとともに、県民に対する認知度を高めるため平成23年8月に研修・広報委員会を設置した。令和7年は、次のとおり同委員会を開催し、諸活動を行った。

(1) 委員会開催状況

開催日	協議事項
1月8日(水) ※書面開催	令和6年度第5回研修会開催の延期等について
4月10日(木)	① 委員長選出 ② 令和6年度研修・広報活動の実施結果について ③ 令和7年度研修・広報活動の計画について
7月10日(木)	「個別労働関係紛争処理制度」周知月間計画(10月)について
11月27日(木) ※書面開催	令和7年度第5回研修会開催概要について

(2) 活動状況

ア 委員研修会

開催日	研修内容
2月13日(木)	「仙台弁護士会における労働紛争に関するADR(裁判外紛争解決手続)について」 講師：ひろむ法律事務所 斉藤睦男弁護士
4月24日(木)	令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の研修課題についての意見交換・検討 【研修課題1】(審査) 「経営協議会」と並行して行う団体交渉における不当労働行為の成否について 【研修課題2】(調整) 人事異動に伴う降任について

開催日	研修内容
8月21日(木)	<p>令和7年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の研修課題についての意見交換・検討</p> <p>【研修課題1】(審査) 新賃金体系に合意しなかった労働組合の組合員に対して協定外時間外勤務やシフト変更等を認めなかったことは、労組法第7条第1号等の不当労働行為に該当するかについて</p> <p>【研修課題2】(調整) 求人票を見て応募し、採用された労働者が、会社と管理職該当性及び具体的な職務内容等で争いとなり、解雇された事案への対応について</p>
11月7日(金)	<p>令和7年度東北地区労使関係セミナー</p> <p>基調講演「職場のハラスメント対策について ～セクハラ、マタハラ等の防止への取り組み～」</p> <p>○講師：中央労働委員会東日本区域地方調整委員 筑波大学ビジネスサイエンス系准教授 渡邊 絹子 氏</p> <p>パネルディスカッション</p> <p>○コーディネーター 渡邊 絹子 氏 (上掲)</p> <p>○コメンテーター</p> <p>大矢 奈美 氏 青森県労働委員会公益委員、 青森公立大学経営経済学部教授</p> <p>金沢 秀樹 氏 青森県労働委員会労働者委員、 東北電力労働組合青森県本部 委員長</p> <p>對馬 茂文 氏 青森県労働委員会労働者委員、 全国交通運輸労働組合総連合 東北地方総支部執行委員長</p> <p>小笠原 勝博 氏 青森県労働委員会使用者委員、 北方商事株式会社代表取締役社長</p> <p>小山田 康雄 氏 青森県労働委員会使用者委員、 (一社)青森県経営者協会専務理事</p>

開催日	研修内容
12月1日(月) ～2日(火)	<p>令和7年度公労使委員個別紛争専門研修</p> <p>○裁判例の動向 早稲田大学法学学術院教授 竹内 寿 氏</p> <p>○個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県労働委員会 ・和歌山県労働委員会 ・熊本県労働委員会 <p>○労働関係法令の改正等の動向 明治大学法学部教授 小西 康之 氏</p> <p>○スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換</p> <p>テーマ1 発表事例についての意見交換</p> <p>テーマ2 「今後の労委における個紛の位置づけ」について意見交換</p>

イ 広報活動

労働委員会の個別労使紛争あっせん制度及び労働委員会事務局の労働相談窓口についてPRを行った。

県政日より、県政ラジオ番組、県ホームページを活用するとともに、市町村、関係機関、大学・専門学校、コンビニエンスストア等に周知用チラシの配架を依頼したほか、市町村や関係団体に広報誌・ホームページへの記事の掲載を依頼し、周知を図った。

また、「個別労働紛争処理制度」周知月間(10月)に、JR仙台駅において労働委員会委員と事務局職員がPRラベル付きウェットティッシュを配布したほか、労働委員会の制度を紹介するパネルを県庁・県図書館に設置するなどの取組を実施した。

加えて、大学2校及び高校6校、福祉事業所1団体においてワークルールに関する出前講座を実施したほか、企業等6団体において「魅力ある職場づくり」に関する出前講座を実施した。また、1団体において「労働委員会制度について」及び「労使紛争の解決に向けた支援について」に関する出前講座を実施した。

5 相談

令和7年に相談（来局、電話、電子メール）のあった件数は896件である。

相談事項別では、個別労使紛争に関するものが24件、不当労働行為救済申立てに関するものが3件、組合資格審査に関するものが1件、その他労働問題一般に関するものが868件となっている。

相談者の産業別では、「医療、福祉」が143件、「サービス業（他に分類されないもの）」が103件、「卸売業、小売業」が84件、「建設業」が74件、「運輸業、郵便業」及び「宿泊業、飲食サービス業」がそれぞれ52件、「生活関連サービス業、娯楽業」が46件、「学術研究、専門・技術サービス業」が24件、「製造業」が18件、「情報通信業」が17件、「公務」が15件、「教育、学習支援業」が14件、「金融業、保険業」が11件、「不動産業、物品賃貸業」が6件、「農業、林業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」及び「複合サービス事業」がそれぞれ2件、「業種不明」は231件である。

なお、相談の後に、労働委員会へ申請や申立てがなされたものは、個別労使紛争のあつせん申請が7件であり、労働争議のあつせん申請等はなかった。

第1表 相談取扱状況

（単位：件）

年別	件数	相談事項					
		労働争議の調整	不当労働行為救済申立て	組合資格審査	地公労法認定告示	個別労使紛争	その他労働問題一般
R3	1,012	1	2	2	—	10	997
R4	978	1	—	2	—	8	967
R5	1,103	—	2	1	—	21	1,079
R6	1,261	—	3	1	—	12	1,245
R7	896	—	3	1	—	24	868

第2節 本県の労働情勢

1 令和7年春闘・その他の要求闘争の概況

連合宮城は、令和7年の春闘について、「2025春季生活闘争において、2年連続で定昇込み5%台の賃上げが実現し、定昇除く賃上げ分が過年度物価上昇率を上回った」こと、また、連合宮城の集計では惜しくも5%台には届かなかったものの「中小労組を含めて昨年を大きく上回る賃上げとなった」ことは、「労使が賃金・経済・物価を安定した巡航軌道に乗せる正念場であるとの認識のもと、企業の持続的成長や日本全体の生産性向上につながる『人への投資』の重要性について、中長期的視点を持って粘り強く真摯に交渉した結果」であり「新たなステージの定着に向けた前進」であると受け止めている。

具体的な取組としては、2月13日・14日に全国一斉集中労働相談ホットラインを実施し、3月3日には宮城県経営者協会との労使懇談会を開催し、要請書を提出した。

また、宮城県労連では、中小企業への賃上げの波及、最低賃金の大幅引き上げを求めて、統一要求額として月額32,000円以上、時間額200円以上をかかげて、2月18日に街頭でのチラシ配布等を実施するとともに、3月13日にはストライキを含む統一行動を行った。

一方、県経営者協会は、賃金引上げを企業の成長に不可欠な「人への投資」と位置付け、持続的な生産性の改善・向上による収益拡大を通じて、賃金引上げの原資を安定的に確保し、更なる「人へ投資」に回すことで「成長と分配の好循環」を定着させることが大切であるとの見解を、3月3日に開催された連合宮城との労使懇談会において表明した。

(1) 春闘の妥結状況

連合宮城のまとめでは、平均妥結額（加重平均）は、17,094円（引上げ率4.70%）となり、全体的には額・率ともに前年を上回る結果となった。

県経営者協会のまとめでは、平均妥結額（加重平均）は、13,515円（引上げ率4.78%）であった。

(2) 一時金の妥結状況

連合宮城のまとめでは、年間一時金の平均妥結額（加重平均）は、1,363,983円（前年比8.25%減）であった。

県経営者協会のまとめでは、夏季一時金の平均妥結額（加重平均）は、715,194円（前年比6.95%増）、年末一時金の平均妥結額（加重平均）は、711,365円（前年比7.36%増）であった。

2 労働争議

県雇用対策課の「労働争議統計調査」によると、令和7年における県内の労働争議発生件数は4件、総参加人員は2,821人で、このうち、行為参加人員は97人であった（第1表）。

労働争議発生件数を産業別にみると、「医療・福祉」が4件となっている。

第1表 労働争議発生状況

年 別	総 数		争 議 行 為 を 伴 わ な い も の		争 議 行 為 を 伴 う も の		
	件数	総 参 加 員	件数	総 参 加 員	件数	総 参 加 員	行 為 参 加 員
R3	4	2,702	1	1	3	2,701	65
R4	2	2,660	—	—	2	2,660	62
R5	2	2,660	—	—	2	2,660	66
R6	4	7,860	—	—	4	7,860	240
R7	4	2,821	—	—	4	2,821	97

出典：県雇用対策課『労働争議統計調査』

- (注) 1 争議行為を伴わないもの：争議行為を伴わないが、労働委員会の調整（あっせん、調停、仲裁）のほか、労働争議の解決のために第三者の関与があったもの
- 2 総参加人員：争議期間中における当該組合の組合員数が最も多い日の組合員数
- 3 行為参加人員：争議期間中における争議行為に参加した実人員数

3 労働組合の組織状況

県雇用対策課の「令和7年労働組合基礎調査」によると、令和7年6月30日現在における県内の労働組合数は928組合で、前年（968組合）に比べ40組合（4.1%）減少した。組合員数は125,262人で、前年（127,287人）に比べ2,025人（1.6%）減少した。このうち、パート労働者が加入している組合数は184組合（全体の19.8%）で、組合員数は12,637人（同10.1%）となっている。

また、推定組織率は、11.1%となっている（第2表）。

県内主要団体への加盟状況をみると、日本労働組合総連合会宮城県連合会（連合宮城）が439組合（組合総数の47.3%）・組合員数67,061人（組合員総数の53.5%）、宮城県労働組合総連合（県労連）が105組合（同11.3%）・組合員数10,104人（同8.1%）となっており、主要団体に加盟していない組合（無加盟）は384組合（同41.4%）・組合員数48,097人（同38.4%）となっている。

第2表 労働組合数・組合員数及び組織状況

年 別	組 合 数	組 合 員 数 (人)	推 定 組 織 率 (%)
R3	1,007	131,712	12.1
R4	1,004	133,932	12.4
R5	978	133,239	12.2
R6	968	127,287	11.4
R7	928	125,262	11.1

出典：県雇用対策課『労働組合基礎調査』

$$\text{推 定 組 織 率} = \frac{\text{組 合 員 数}}{\text{推 定 雇 用 者 数}} \times 100$$

$$\text{令 和 7 年 推 定 組 織 率} = \frac{125,262 \text{ 人}}{1,125,290 \text{ 人}} \times 100 \div 11.1\%$$

(注) 推定雇用者数は、「経済センサス基礎調査」における従業者数（令和2年からは「就業構造基本調査」の雇用者数）を基礎に、「毎月勤労統計調査地方調査」（県統計課）の常用雇用者数の増減率を考慮して推定している。

構成比は四捨五入によって端数処理しているため、合計が100%にならないことがある。

第3節 労働争議の調整

令和7年中に係属した労働争議調整事件は、前年繰越、新規係属ともになかった。

第1表 調整区分別取扱件数

年 別	前年繰越件数			新規係属件数			取 扱 件 数			
	あつせん	調停	仲裁	あつせん	調停	仲裁	あつせん	調停	仲裁	計
R3	—	—	—	1	—	—	1	—	—	1
R4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第2表 開始事由別取扱件数（新規係属分）

年 別	申 請			職権	知事請求	計
	組 合	使 用 者	双 方			
R3	1	—	—	—	—	1
R4	—	—	—	—	—	—
R5	—	—	—	—	—	—
R6	—	—	—	—	—	—
R7	—	—	—	—	—	—

第3表 係属月別取扱件数（新規係属分）

年 別	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計
R3	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
R4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第4表 従業員規模別取扱件数（新規係属分）

区 分	R3	R4	R5	R6	R7
50 人 未満	—	—	—	—	—
50 人～ 99 人	—	—	—	—	—
100 人～199 人	—	—	—	—	—
200 人～299 人	—	—	—	—	—
300 人～499 人	—	—	—	—	—
500 人～999 人	—	—	—	—	—
1,000 人以上	1	—	—	—	—
計	1	—	—	—	—

第5表 組合員規模別取扱件数（新規係属分）

区 分	R3	R4	R5	R6	R7
50 人未満	—	—	—	—	—
50 人～ 99 人	—	—	—	—	—
100 人～199 人	—	—	—	—	—
200 人～299 人	1	—	—	—	—
300 人～499 人	—	—	—	—	—
500 人～999 人	—	—	—	—	—
1,000 人以上	—	—	—	—	—
不 明	—	—	—	—	—
計	1	—	—	—	—

(注) 組合員数は、当該争議に係る支部又は分会の組合員数で計上した。

第6表 上部団体加盟系統別取扱件数（新規係属分）

区 分	R3	R4	R5	R6	R7
連 合	—	—	—	—	—
全 労 連	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 上部団体への加盟系統については、本県レベルのもので区分し計上した。

第7表 産業別取扱件数（新規係属分）

区 分	R3	R4	R5	R6	R7
A 農業、林業	—	—	—	—	—
B 漁業	—	—	—	—	—
C 鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
D 建設業	—	—	—	—	—
E 製造業	—	—	—	—	—
F 電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
G 情報通信業	—	—	—	—	—
H 運輸業、郵便業	1	—	—	—	—
I 卸売業、小売業	—	—	—	—	—
J 金融業、保険業	—	—	—	—	—
K 不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—
L 学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—
M 宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—
N 生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—
O 教育、学習支援業	—	—	—	—	—
P 医療、福祉	—	—	—	—	—
Q 複合サービス事業	—	—	—	—	—
R サービス業(他に分類されないもの)	—	—	—	—	—
S 公務	—	—	—	—	—
T 分類不能の産業	—	—	—	—	—
計	1	—	—	—	—

第8表 調整事項別取扱件数（新規係属分）

区 分	R3	R4	R5	R6	R7
A 組合承認・組合活動	—	—	—	—	—
B 協約締結・改定・解釈・実施	—	—	—	—	—
C 労働条件改定	1	—	—	—	—
(1)賃金	1	—	—	—	—
賃上げ	—	—	—	—	—
一時金	—	—	—	—	—
諸手当	—	—	—	—	—
その他賃金	—	—	—	—	—
退職金、解雇手当、休業手当	1	—	—	—	—
(2)賃金以外の労働条件	—	—	—	—	—
労働時間、休日休暇	—	—	—	—	—
作業方法の変更	—	—	—	—	—
定年制	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
D 経営人事	1	—	—	—	—
事業休廃止・縮小	—	—	—	—	—
企業合併、営業譲渡	—	—	—	—	—
人員整理	—	—	—	—	—
配転	—	—	—	—	—
解雇	1	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
E 福利厚生	—	—	—	—	—
F 団交促進	—	—	—	—	—
G その他	—	—	—	—	—
計	2	—	—	—	—
新規係属事件数	1	—	—	—	—
1事件当たりの平均調整事項数	2.0	—	—	—	—

- (注) 1 1事件に2つ以上の調整事項がある場合、それぞれ区分し計上したので、調整事件数とは一致しない。
- 2 調整事項が変更となった場合、変更後の調整事項により区分し計上した。

第9表 終結区分別取扱件数

年別	取扱 件数 (A)	解 決 (B)			打切り	取下げ (C)	不開始 (D)	翌年へ の繰越 (E)	解決率 (%)
		案提 示等	自主 交渉	協約 締結					
R3	1	1	—	—	—	—	—	100.0	
R4	—	—	—	—	—	—	—	—	
R5	—	—	—	—	—	—	—	—	
R6	—	—	—	—	—	—	—	—	
R7	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	1	1	—	—	—	—	—	100.0	

(注) 1 「自主交渉」には、調整員の指名後において、事務局の事情聴取やあっせん活動の影響を受けて、申請者が自主的な話し合い等により解決したとして取り下げた場合が含まれる。

2

$$\text{解決率 (\%)} = \frac{B}{A - (C + D + E)} \times 100$$

第10表 所要日数別取扱件数

区 分		R3	R4	R5	R6	R7
5日	未 満	—	—	—	—	—
5日	～ 9日	—	—	—	—	—
10日	～ 14日	—	—	—	—	—
15日	～ 19日	—	—	—	—	—
20日	～ 29日	—	—	—	—	—
30日	～ 49日	—	—	—	—	—
50日	～ 99日	1	—	—	—	—
100日	～ 199日	—	—	—	—	—
200日	以 上	—	—	—	—	—
計		1	—	—	—	—
延べ所要日数 (日)		71	—	—	—	—
1事件当たりの平均所要日数		71.0	—	—	—	—

(注) 1 前年からの繰越分は終結年において計上した。

2 不開始、指名前取下げ及び翌年への繰越分を除く。

第11表 調整回数別取扱件数

区 分	R3	R4	R5	R6	R7
0 回	—	—	—	—	—
1 回	1	—	—	—	—
2 回	—	—	—	—	—
3 回	—	—	—	—	—
4 回	—	—	—	—	—
5 回	—	—	—	—	—
6 回以上	—	—	—	—	—
計	1	—	—	—	—
調整を開催した事件数	1	—	—	—	—
調整延べ開催数（回）	1	—	—	—	—
調整を開催した事件の 1事件当たりの平均回数	1.0	—	—	—	—

- (注) 1 前年からの繰越分は終結年において計上した。
2 不開始、指名前取下げ及び翌年への繰越分を除く。

第12表 新規係属事件における合同労組事件の係属状況

(単位：件)

年 別	全事件	合 同 労 組 事 件	合同労組事件中 駆込み訴え事件
R3	1	1 (100.0%)	1 (100.0%) [100.0%]
R4	—	— (—)	— (—) [—]
R5	—	— (—)	— (—) [—]
R6	—	— (—)	— (—) [—]
R7	—	— (—)	— (—) [—]

- (注) 1 「合同労組」とは、一定の地域で企業の枠を超え、中小企業の労働者を主に組織し、個人加盟ができる組合のことをいう。（中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より）
2 「駆込み訴え事件」とは、労働者が調整事件となり得る状況が発生した後、合同労組に加入し、当該組合から当該事項を調整事項として申請があった事件。（中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より）
3 合同労組事件中駆込み訴え事件欄の（ ）は新規係属事件数に占める割合、〔 〕は合同労組事件数に占める割合である。

第4節 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査

1 争議行為予告通知

令和7年中の労調法第37条に基づく争議行為予告通知のうち、本県に係るものの件数は39件（前年43件）である。通知先別では、当委員会4件、中労委35件となっている（第1表）。

主な争議事項は、賃上げ20件、夏季一時金6件、年末一時金6件と、賃金関係が全体の82.1%を占めている（第2表）。

産業別では、運輸が26件で最も多く、次いで医療が9件、通信が3件の順となっている（第3表）。

第1表 通知先別通知件数

区 分	R3	R4	R5	R6	R7
県 労 委	4	6	5	5	4
中 労 委	33	31	33	38	35
計	37	37	38	43	39

(注) 中労委通知分は、争議行為が2つ以上の都道府県にわたるとして中労委に通知があったもののうち、本県に関わるものである。

第2表 主要争議事項別通知件数

年別	賃上げ	夏 季 一時金	年 末 一時金	年 間 一時金	その他 の賃金 関 係	その他	計
R3	17	5	5	0	0	10	37
R4	18	5	5	0	0	9	37
R5	20	5	5	0	0	8	38
R6	25	10	5	0	0	3	43
R7	20	6	6	0	0	7	39

第3表 産業別通知件数

年別	運 輸		通信	電気	ガス	水道	医療	計
	旅客	貨物						
R3	12	12	3	1	—	—	9	37
R4	12	10	5	1	—	—	9	37
R5	14	10	3	1	—	—	10	38
R6	18	10	3	1	—	—	11	43
R7	16	10	3	1	—	—	9	39

2 労働争議の実情調査

令和7年中に行った規則第62条の2に基づく実情調査は、本県に関わる争議行為予告通知があったもののうち、原則として本社又は組合本部が県内にあるものに係る労働争議17件（前年18件）である。その内訳は新規分15件及び前年からの繰越分2件である（別表「令和7年実情調査一覧（争議行為予告通知に基づくもの）」参照）。

調査の終結状況は、争議が解決したために調査を終了したものが11件、争議行為等が行われないこととなったことなどにより調査を打ち切ったものが3件、未解決のため翌年に繰り越したものが3件であった（第4表）。

第4表 実情調査の実施状況

年別	調 査 件 数			調 査 の 終 結 状 況				翌 年 へ の 繰 越 し
	前 年 からの 繰 越 し	新 規	計	解 決	移 行	打 切 り	計	
R3	3	18	21	8	—	8	16	5
R4	5	17	22	12	—	7	19	3
R5	3	17	20	12	—	6	18	2
R6	2	16	18	13	—	3	16	2
R7	2	15	17	11	—	3	14	3

別表

令和7年 実情調査一覧（争議行為予告通知に基づくもの）

番号	通知先	通知者 区分	産業	通知日	予告日	争議事項	本県 該当 事業 所数	組合 員数	争議 行為		調査 終了日	終了 区分
									有	無		
6-34	中労委	組合	医療	R6.10.23	R6.11.7	2024年度 統一要求	4	1,800		○	R7.3.4	打切り
6-39	中労委	組合	医療	R6.11.1	R6.11.21	2024年賃 金及び冬 季一時金 の引上げ 等	1	7		○	R7.2.20	打切り
7-3	県労委	組合	医療	R7.2.17	R7.3.13	2025年春 闘、夏季 一時金要 求等	33	2,600	○		R7.7.15	解決
7-4	中労委	組合	医療	R7.2.19	R7.3.10	2025年統 一要求等	1	7		○	R7.6.19	解決
7-7	中労委	組合	電力	R7.2.21	R7.3.7	2025年春 闘要求等	2	10,539		○	R7.3.17	解決
7-10	中労委	組合	医療	R7.2.26	R7.3.12	2025年春 闘要求等	4	101	○		R7.12.2	打切り
7-13	中労委	組合	医療	R7.2.27	R7.3.13	病院の統 廃合・移 譲・縮小 反対等	1	60	○		R7.11.20	解決
7-18	中労委	組合	陸上 旅客	R7.3.3	R7.3.14	月例賃金 引上げ、 年間臨時 給要求等	1	1,100		○	R7.4.1	解決
7-19	中労委	組合	港湾	R7.3.3	R7.3.14	賃金引上 げ、産業 別賃金の 引上げ等	5	525		○	R7.5.22	解決
7-21	中労委	組合	港湾	R7.3.7	R7.3.19	各加盟組 合の賃上 げ等	5	525		○	R7.5.22	解決
7-24	県労委	組合	港湾	R7.5.22	R7.6.6 R7.7.5	夏季一時 金要求等	5	530		○	R7.7.11	解決
7-29	県労委	組合	医療	R7.10.17	R7.11.6	2025年秋 闘・冬季 一時金要 求等	33	2,600		○	R7.12.17	解決

番号	通知先	通知者 区分	産業	通知日	予告日	争議事項	本県 該当 事業 所数	組合 員数	争議 行為		調査 終了日	終了 区分
									有	無		
7-30	県労委	組合	港湾	R7.10.24	R7.11.8	冬季一時 金要求等	5	521		○	R7.11.10	解決
7-33	中労委	組合	医療	R7.10.31	R7.11.21	2025年賃 金の5万 円以上引 上げ等	1	7				
7-37	中労委	組合	陸上 旅客	R7.11.10	R7.11.22	2025秋季 年末闘争	1	1,100		○	R7.12.2	解決
7-38	中労委	組合	医療	R7.10.16	R7.10.29	2025年秋 闘統一要 求	4	101				
7-39	中労委	組合	港湾	R7.10.17	R7.10.28	産別最低 賃金引上 げ要求等	5	525				

※ 実情調査の対象は、原則として県内に会社の本社又は組合の本部があるもの。

第5節 不当労働行為の審査

1 概要

(1) 審査の実施状況

令和7年に新たに申立てのあった事件はなかった。前年から繰り越された事件は3件であった（第1表）。

令和7年に係属した事件は3件で、前年と同数である（第2表）。

令和7年における処理状況は、関与和解で1件（令和6年（不）第3号）、取下げで1件（令和6年（不）第1号）が終結し、1件が翌年に繰り越された（第1表及び第2表）。

(2) 審査期間の目標達成状況

当委員会では、労組法第27条の18の規定による審査期間の目標を「1年6か月」と設定している。令和7年の終結事件に係る平均処理日数は、384日（約1年）であり、目標を達成した（第3表）。

(3) 再審査関係等

令和7年に新たに申立てのあった再審査事件及び係属している再審査事件はなかった（第4表）。

初審関係行政訴訟及び再審査関係行政訴訟のいずれも、係属している事件はない（第5表及び第6表）。

審査の実効確保の措置勧告申立てはなかった（第7表）。

物件提出命令の申立てはなかった（第8表）。

(4) 合同労組事件の概況

令和7年に新たに合同労組から申立てのあった事件はなかった（第9表）。

第1表 令和7年不当労働行為事件該当号別処理状況

(単位：件)

審査状況 申立内容	令和4年 から係属	令和5年 から係属	令和6年 から係属	令和7年 申立て	計	終 結 状 況						令和8年 へ繰越し	
						命令・決定			和解・取下げ				計
						救済	棄却	却下	関与和解	無関与和解	取下げ		
1号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2号	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	1	1	1
3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1・2号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1・3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2・3号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1・2・3号	—	—	1	—	1	—	—	—	1	—	—	1	—
1・2・3・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総数	—	—	3	—	3	—	—	—	1	—	1	2	1

第2表 取扱件数及び処理件数

(単位：件)

		R3	R4	R5	R6	R7	
係属状況	前年から繰越し	3	1	—	—	3	
	新規	—	—	—	3	—	
	計	3	1	—	3	3	
処理状況	命令・決定	救済	1	—	—	—	
		棄却	—	—	—	—	
		却下	—	—	—	—	
	和解・取下げ	関与和解	1	1	—	—	1
		無関与和解	—	—	—	—	—
		取下げ	—	—	—	—	1
計	2	1	—	—	2		
翌年への繰越し		1	—	—	3	1	

第3表 終結事件に係る平均処理日数

(単位：件、日)

		R3		R4		R5		R6		R7		R3～R7	
		件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	合計 件数	平均 日数
平均処理日数		2	793	1	458	—	—	—	—	2	384	5	563
内訳	命令 ・ 決定	1	836	—	—	—	—	—	—	—	—	1	836
	和解 ・ 取下げ	1	749	1	458	—	—	—	—	2	384	4	494

第4表 再審査事件一覧

区分 事件名 (初審事件番号)	県 労 委			中 労 委			
	申立 年月日	終 結 年月日	終結 区分	申立 人	申立 年月日	終 結 年月日	終結 区分
該当なし							

第5表 初審関係行政訴訟事件一覧

区分 事件名 (初審事件名)	初 審 事件番号	仙 台 地 方 裁 判 所					
		事件番号	提 訴 年月日	原告	終 結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

区分 事件名 (初審事件名)	地 裁 事件番号	仙 台 高 等 裁 判 所					
		事件番号	控 訴 年月日	控訴人	終 結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

第6表 再審査関係行政訴訟事件一覧

区分 事件名 (初審事件番号)	再審査 事件番号	裁判所名					
		事件番号	提訴 年月日	原告	終結 年月日	終結 区分	備考
該当なし							

第7表 審査の実効確保措置勧告処理一覧

(単位：件)

区分		R3	R4	R5	R6	R7
不当労働行為救済申立事件係属		3	1	—	3	3
審査の実効確保の措置勧告申立件数		—	—	—	—	—
勧告 件数	規則第40条に基づくもの	—	—	—	—	—
	規則第40条に基づかないもの	口頭要望	—	—	—	—
		文書要望	—	—	—	—

第8表 物件提出命令申立事件一覧

区分 事件番号 事件名	申立年月日	申立人	終結状況	備考
	該当なし			

第9表 合同労組事件の申立状況

(単位：件)

	新規申立件数	うち合同労組事件	うち駆込み訴え事件
R3	—	—	—
R4	—	—	—
R5	—	—	—
R6	3	3	—
R7	—	—	—

- (注) 1 「合同労組」とは、一定の地域で企業の枠を超え、中小企業の労働者を主に組織し、個人加盟ができる組合のことをいう。(中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より)
- 2 「駆込み訴え事件」とは、労働組合に加入していない個人が不利益取扱い等を受けた後、組合に加入し、それに係る不当労働行為事件(団交拒否等)が申し立てられた場合をいう。(中央労働委員会事務局「都道府県労働委員会状況報告要領」より)

別表

令和7年不当労働行為救済申立係属事件一覧

事件 番号	申立人	被申立人	業種	申立 年月日	請求する救済内容
令和 6年 1号	X組合	Y会社	採石業	R6.2.28	<ul style="list-style-type: none"> ・誠実団交応諾 ・組合員の原職復帰及び賃金相当額の支払い ・誓約文の手交及び掲示
令和 6年 2号	X組合	Y会社	製造業	R6.3.12	<ul style="list-style-type: none"> ・誠実団交応諾 ・誓約文の掲示
令和 6年 3号	X組合	Y会社	不動産業	R6.5.2	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員に対する不利益取扱いの禁止 ・誓約文の掲示 ・組合員の同僚に対する一連の経緯等の説明 ・損害賠償

(注) 調査、審問、証人の各欄及び備考欄の和解手続の数値は、当年分(括弧内は累計)を表す。

法7条	終結状況			調査	証人	審査委員	備考
	年月日	結果	処理日数	審問		参与委員	
2号	R 7. 6. 16	取下げ	475日	1(6)	3	水野 紀子	和解手続 1(1)回
				2(2)		(3)	
2号				7(11)	0	佐々木 くみ	和解手続 1(1)回 清野委員は 令和7年5月 31日まで 菅野委員は 令和7年6月 1日から
				0(0)		(0)	
1・2・ 3号	R 7. 2. 18	関 与 和 解	293日	0(3)	0	豊田 耕史	和解手続 2(4)回
				0(0)		(0)	

2 事件の要録

(1) 令和6年(不)第1号

申立人	被申立人
X組合 執行委員長 A1 組合員数 412人	Y会社 代表取締役 B 従業員数 14人

申立年月日 令和6年2月28日

請求する救済内容の要旨 (労組法第7条第2号)

- ① 被申立人は、製品配送業務を支配している実質的な使用者であり、誠意をもって団体交渉に応じなければならない。
 - ② 被申立人は、A2組合員に対する解雇を撤回し、同人を原職に復帰させ、解雇の翌日から復帰までの間の賃金相当額を支払わなければならない。
 - ③ 被申立人の行為が不当労働行為と認定されたこと及び今後不当労働行為を行わない旨の誓約文の社内掲示及び交付。
- ※令和6年11月14日、労組法第7条第1号該当の申立ては取り下げられた。

調査 (累計)	1回 (6回)
審問 (累計)	2回 (2回)
和解 (累計)	1回 (1回)
証人 (累計)	[労] 2人 (2人) [使] 0人 (0人) [労使双方] 1人 (1人)
終結年月日	令和7年6月16日
終結状況	取下げ
経過日数	475日
担当委員	審査委員 水野 紀子 参与委員 (労) 佐竹 一則 参与委員 (使) 小野木克之

申立人の主張の要旨

申立人X組合 (以下「組合」という。) は、ダンプ、建設等の業種に

における個人加入の労働組合であり、全国組織における東北地方の支部を統合して令和4年10月22日に結成された広域支部である。

被申立人Y会社（以下「会社」という。）は、主に洗砂・山砂の採取及び製造販売を業としている。

昭和63年頃、A2組合員は自家用ダンプを持ち込み、会社の指示で砂を積み込み、建設工事現場等に運搬した。

平成23年からZ1会社が、令和元年からはZ2会社がZ1会社に代わり、自社の営業登録ダンプとA2組合員らが所有する自家用ダンプを使用して会社の製品の運搬を行ってきた。

令和2年11月に、会社はZ2会社に対し、委託している製品配送業務について、令和3年4月1日より営業登録車両への全面的な移行を依頼する文書を送付した。同月、Z2会社はA2組合員に対し、会社から上記の通達があり、通達内容について理解を求める文書を送付した。これは、自家用ダンプの締め出し、A2組合員ら自家用ダンプ労働者の解雇を意図している。

約1年後の令和3年12月に、会社はZ2会社に対し、令和4年4月1日より製品配送を一般貨物自動車運送事業者に委託する運用を依頼する文書を送付し、令和4年1月にZ2会社はA2組合員を含む会社の製品配送の関係各社に対し、会社からの通達内容について理解を求める文書を送付している。

組合（組合の母体の一つとなった労働組合）は、会社に対し、令和4年3月18日付けで、次の内容の要求書を提出し、団体交渉の申入れを行った。

要求書の内容：

- ① 長年に渡り製品運搬に従事してきたA2組合員の解雇を撤回し、今後も継続して使用すること。
- ② 自家用ダンプを使えないと判断した経緯を組合に対して明らかにすること。

これに対し会社は、令和4年3月24日付けの文書により団体交渉の申入れに応じなかった。

令和4年6月30日、A2組合員が通常どおりZ2会社に翌7月1日の配車について電話したところ、応じた女性事務員が、7月1日からは営業登録車両でないと配車できませんと答え、以降、A2組合員に対し会社の製品運搬に係る配車はなされなかった。

組合は、文書又は口頭で会社に対し再三団体交渉を申し入れてきたが、会社は断り続けており、直近では令和5年2月2日付け要求書に対し、同年

3月10日付けの回答書により団体交渉の申入れに応じていない。

Z2会社は、会社から委託を受けているといっても、独立して事業を営むというより、会社の事業運営の一部分の運送を担っているに過ぎず、会社の経営方針に異見を差しはさむ状況にはなかった。よって、会社がA2組合員の「実質的な使用者」だと考える。

また、会社は経営政策上、A2組合員らを備車運転手として形式上は会社の組織外におきつつ、なおその労働力を把握しておく必要があった。会社の営業目的達成のためA2組合員らの提供する労務は会社の事業にとって必要不可欠のものとして、会社はA2組合員らの労働力を自己の事業運営の中に構造的に組み入れているものといえることができる。

以上のことから、会社は労組法第7条の使用者であり、そのもとで働く使用従属関係にあるA2組合員は会社に使用される労働者である。

したがって、組合からの団体交渉の申入れに対して正当な理由なく拒んでいる会社の行為が、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当することは明らかであり、会社は誠実に団体交渉に応ずる義務がある。

請求する救済内容に対する答弁

本件申立ては、これを却下するとの決定を求める。

会社の主張の要旨

組合が会社に対し、団体交渉の申入れを行ってきたこと、会社が組合の団体交渉の申入れに応じていないことを認める。

会社は、A2組合員との間で雇用契約を締結しておらず、A2組合員を解雇した事実はない。また、会社は、A2組合員との間で請負契約を締結したこともない。

よって、A2組合員は労組法第7条第2号の「労働者」に該当しない。

Z2会社は、会社から受注した運搬業務の一部につき、Z2会社の裁量でA2組合員を含む別の事業者を外注しているが、外注先との間では、運送に関する請負契約を締結し、運搬先等の作業内容や請負代金額等の基本的な契約条件を定めており、会社が外注先の業務内容を支配、決定したことはない。

また、会社がZ2会社の外注先に対して、その業務に関する指示をしたことはなく、Z2会社は、会社から独立して、外注先との間で、請負代金額等の基本的な契約条件を決定し、その決定に基づき請負代金を支払っている。

裁判例に照らし、会社は、A2組合員とZ2会社との間の基本的な契約条件等について現実的かつ具体的に支配、決定していたとはいえ、雇用主と同視できる程度の地位にあったとは認められない。

よって、会社は、A2組合員の労組法第7条柱書の「使用者」ではないものである。

したがって、会社が組合からの団体交渉申入れに応じないことは、不当労働行為に該当しないことが明らかであるから、組合の会社に対する本件申立ては速やかに却下されるべきである。

審査の経過概要

令和7年6月16日、申立人から取下書が提出され、終結した。

(2) 令和6年(不)第2号

申立人	被申立人
X組合 中央執行委員会委員長 A 組合員数 約500人	Y会社 代表取締役 B 従業員数 約100人

申立年月日 令和6年3月12日

請求する救済内容の要旨(労組法第7条第2号)

- ① 被申立人は、賃上げ交渉において、調整や手当などという名称のいかんにかかわらず、インフレ手当、調整金などを含め、労働条件に関する事項について、申立人との交渉なくして、実施してはならない。
- ② 被申立人は、名称のいかんにかかわらず、労働条件に関する事項の交渉において、その変更を行う場合、必ず申立人に通知し、交渉において根拠となる資料を用いて、論拠を示すなどして誠実に説明しなければならない。
- ③ 被申立人の行為が不当労働行為と認定されたこと及び今後不当労働行為を行わない旨の誓約文の掲示。

調査(累計)	7回(11回)
審問(累計)	0回(0回)
和解(累計)	1回(1回)
証人(累計)	[労]0人(0人) [使]0人(0人)
終結年月日	—
終結状況	令和8年に繰越し
経過日数	660日
担当委員	審査委員 佐々木くみ 参与委員(労) 北舘 和彦 参与委員(使) 菅野 淳 (令和7年6月1日から) 清野 敦 (令和7年5月31日まで)

申立人の主張の要旨

申立人X組合（以下「組合」という。）は、業種に関わりなく一人でも加盟できる合同労組であり、全国で組合員数は約500名である。平成26年7月7日、申立人は、組合Y分会（以下「分会」という。）の結成を被申立人Y会社（以下「会社」という。）に通知し、現在も継続して活動している。

会社は、平成4年7月に設立され木製据付家具の設計、製造、販売、据付を業としている。

組合は、令和5年2月9日付け要求書において、春の賃上げに向け、交渉を開始した。

同年3月24日付け団交申入書において、4%の賃上げを要求したが、同年5月16日に行われた団体交渉において、会社は、賃金改定平均（基本給＋職務手当）×2%とする回答を示し、交渉は妥結に至らなかった。

一方で、会社は、組合に連絡、説明せずに、同年3月下旬頃、労働者一人につき5万円、子どもを持つ労働者一人につき1万円相当の手当（以下「インフレ手当」という。）を支給し、同年5月25日、若年労働者に2%を超える賃上げ（以下「若年労働者への賃上げ」という）を行い支給した。

以上のことから、会社の行為が労組法第7条第2号の不当労働行為に当たる。

また、会社の行為は、平成29年6月21日付け和解協定書に違反している。

請求する救済内容に対する答弁

本件申立ては、これを棄却するとの命令を求める。

会社の主張の要旨

インフレ手当と分会の組合員でない若年労働者への賃上げについて、組合に事前に連絡、説明する必要はない。

組合との団体交渉に係る協議は、分会の組合員の労働条件に限定されるべきであり、組合未加入労働者に係る労働条件は、義務的団交事項ではなく、不当労働行為は成立しない。

これまで、会社は、組合との団体交渉において、義務的団交事項と判断している範囲内で必要と思われる資料を開示し、十分な説明を尽くしている。

組合は、これまでの会社との団体交渉において、分会の組合員の人

数、氏名を明らかにしていないが、組合員の労働条件を議題とする団体交渉においては、これを明らかにしなければ、会社は、団体交渉の議題の範囲と協議目的を十分に確認できない状況で無駄な団体交渉を強いられる。

組合側の交渉態度が不適切であれば、未協議事項があっても使用者は団体交渉を打ち切ることが認められている。そのため、労働条件の改変を目的とする団体交渉においては、その目的を組合員の労働条件に限定して交渉を行う必要がある。

和解協定書には、インフレ手当と分会の組合員でない若年労働者への賃上げについて何も記載されていない。

インフレ手当と分会の組合員でない若年労働者への賃上げについて、事前に連絡、説明する責任を認める法令上の根拠は特に存在しない。

審査の経過概要

継続審査中

(3) 令和6年(不)第3号

申立人	被申立人
X組合 共同代表 A1 組合員数 60人	Y会社 代表取締役社長 B 従業員数 66人

申立年月日 令和6年5月2日

請求する救済内容の要旨(労組法第7条第1号・第2号・第3号)

- ① 被申立人は、A2組合員の職場復帰の際に締結した職場復帰等に関する協定書を履行し、A2組合員に対し、職場の同僚と同等の質と量の業務を配分しなければならない。
- ② 申立人の行為が不当労働行為と認定されたこと及び今後不当労働行為を行わない旨の誓約文の社内掲示。
- ③ 被申立人は、申立人がA2組合員の職場の同僚に対し、被申立人の行為が不当労働行為と認定されたこと及びその内容を口頭で説明する機会を設けなければならない。
- ④ 被申立人は、申立人へ金100万円、A2組合員へ金100万円の損害賠償金を支払わなければならない。

調査(累計)	0回(3回)
審問(累計)	0回(0回)
和解(累計)	2回(4回)
証人(累計)	[労] 0人(0人) [使] 0人(0人)
終結年月日	令和7年2月18日
終結状況	関与和解
経過日数	293日
担当委員	審査委員 豊田 耕史 参与委員(労) 佐藤 友彦 参与委員(使) 大内 栄治

申立人の主張の要旨

申立人X組合(以下「組合」という。)は、平成26年に結成された

個人加入の労働組合であり、上部団体等はない。

被申立人Y会社（以下「会社」という。）は、建築物環境衛生総合管理（ビルメンテナンス）やマンション管理等を業としている。

令和元年9月、A2組合員は会社に入社し、総務部経理課に配属された。その後A2組合員は体調不良となり休職を申し出たが、会社から退職勧奨を受け、解雇となったため、組合から会社に対し、組合加盟通知書を送付し、不当解雇撤回等を求め団体交渉を行ったところ、A2組合員への不当解雇が撤回された。しかし、A2組合員の職場復帰は認められなかったため、組合は、職場復帰を求め団体交渉を行った結果、令和5年10月、「職場復帰等に関する協定書」を締結し、A2組合員は、総務部経理課に職場復帰をした。

職場復帰をしたものの、A2組合員は会社から、毎日1時間未満程度にしかならない著しく過小な業務しか与えられない状況が継続したため、令和5年10月から交渉を続けたが、ほとんど改善されなかった。また、A2組合員を職場の同僚とのコミュニケーションから実質的に排除することを目的とした行為もあった。

以上のことから、会社が行っているA2組合員に対する業務の過小な配分は、労組法第7条第1号の不利益取扱いに該当するとともに、労使合意した「職場復帰等に関する協定書」に違反しており、労組法第7条第2号の団交拒否（不誠実団交）に該当する。

更に、令和6年3月、会社の取締役が、組合員に対し、一对一の場面で、業務配分の交渉については時間の無駄だからやめた方がいいとの見解を伝えており、これは労組法第7条第3号の支配介入に該当する。

請求する救済内容に対する答弁

本件申立ては、これを棄却するとの決定を求める。

会社の主張の要旨

A2組合員の職場復帰後の仕事内容については、①会社の事業規模が大幅に縮小したこと、②A2組合員の体調が優れないこと、③A2組合員と他の職員との関係性、④A2組合員の過去の言動からA2組合員において会社の情報を漏洩するおそれがあること等を考慮した中で適切に配分したものである。また、令和5年10月から令和6年3月までの事実関係としては概ね認めるものの、会社の対応は上記で述べた4点を理由とするものであり、組合が述べるような「A2組合員が組合に加入していること」を理由とするものではなく、不当労働行為には該当し

ない。

審査の経過概要

令和7年2月18日、第4回和解手続において和解が成立し、同日救済申立てが取り下げられ、終結した。

第6節 労働組合の資格審査

令和7年に取り扱った労働組合資格審査は、令和6年以前からの係属3件、新規申請件数4件の計7件であった（第1表）。

そのうち、労組法に適合すると決定したものは1件、打切り（取下げ含む）となったものは2件、翌年への繰越しは4件であった（第2表）。

第1表 申請事由別係属件数

（単位：件）

内 訳 事由別	R6年以前 から係属	R7年申請	計
不当労働行為 救済申立	3	—	3
法人登記	—	1	1
委員推薦	—	3	3
総会決議	—	—	—
審査再開	—	—	—
総 数	3	4	7

第2表 事由別終結件数

（単位：件）

内 訳 事由別	取扱 件数	終 結 件 数					繰越し	補正 勧告
		適 合	不適合	打切り	取下げ	計		
不当労働行為 救済申立	3	—	—	2	—	2	1	—
法人登記	1	1	—	—	—	1	—	—
委員推薦	3	—	—	—	—	—	3	—
総会決議	—	—	—	—	—	—	—	—
審査再開	—	—	—	—	—	—	—	—
総 数	7	1	—	2	—	3	4	—

別表

令和7年労働組合の資格審査一覧

審査 番号	組合 員数	申請事由	受 付 年 月 日	決 定 年 月 日	補正 勧告	終 結 状 況
R 6 4 号	412	救済申立 令和6年1号	R 6. 2. 28	R 7. 6. 16	無	打切り
R 6 5 号	500	救済申立 令和6年2号	R 6. 3. 29	—	—	繰越し
R 6 7 号	60	救済申立 令和6年3号	R 6. 5. 2	R 7. 2. 18	無	打切り
R 7 1 号	353	法人登記	R 7. 10. 9	R 7. 11. 27	無	適合
R 7 2 号	125	委員推薦	R 7. 12. 1	—	—	繰越し
R 7 3 号	772	委員推薦	R 7. 12. 19	—	—	繰越し
R 7 4 号	2,600	委員推薦	R 7. 12. 19	—	—	繰越し

第7節 個別労使紛争のあっせん

令和7年中のあっせん取扱件数は9件であり、前年からの繰越分はなかった（第1表）。

新規係属事件の概要は、申請者別では労働者からの申請が9件であり、雇用形態別では、正規社員4件、非正規社員4件、その他1件となっている（第2表～第3表）。

産業別では「医療、福祉」が3件、「サービス業（他に分類されないもの）」が2件、「建設業」「運輸業、郵便業」「不動産業、物品賃貸業」及び「学術研究、専門・技術サービス業」がそれぞれ1件である（第4表）。

あっせん事項別では、「経営人事」が6件、「職場の人間関係」が4件、「その他」が2件となっている。

なお、1事件に2つ以上のあっせん事項がある場合、それぞれ区分したので、取扱件数とは一致しない（第5表）。

終結状況は、解決が5件、打切りが4件となっている（第6表）。

また、申請から終結までの平均所要日数は48.8日となっている（第7表）。

第1表 取扱件数

年 別	前年繰越件数	新規係属件数	計
R3	1	2	3
R4	—	—	—
R5	—	5	5
R6	—	6	6
R7	—	9	9

第2表 申請者別取扱件数（新規係属分）

年 別	労働者	使用者	双 方	計
R3	2	—	—	2
R4	—	—	—	—
R5	5	—	—	5
R6	6	—	—	6
R7	9	—	—	9

第3表 雇用形態別取扱件数（新規係属分）

年 別	正 規 社 員	非 正 規 社 員			そ の 他	計
		契 約 社 員	派 遣 労 働 者	そ の 他		
R3	2	—	—	—	—	2
R4	—	—	—	—	—	—
R5	2	2	—	1	—	5
R6	4	1	—	—	1	6
R7	4	1	3	—	1	9

第4表 産業別取扱件数（新規係属分）

区 分	R3	R4	R5	R6	R7
A 農業、林業	—	—	—	—	—
B 漁 業	—	—	—	—	—
C 鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
D 建設業	—	—	1	—	1
E 製造業	—	—	1	2	—
F 電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
G 情報通信業	—	—	—	—	—
H 運輸業、郵便業	1	—	—	—	1
I 卸売業、小売業	—	—	2	2	—
J 金融業、保険業	—	—	—	—	—
K 不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	1
L 学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	1
M 宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	1	—
N 生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—
O 教育、学習支援業	—	—	—	—	—
P 医療、福祉	—	—	1	1	3
Q 複合サービス事業	—	—	—	—	—
R サービス業(他に分類されないもの)	1	—	—	—	2
S 公 務	—	—	—	—	—
T 分類不能の産業	—	—	—	—	—
計	2	—	5	6	9

第5表 あっせん事項別取扱件数（新規係属分）

区 分	R3	R4	R5	R6	R7
A 経営人事（解雇等）	1	—	2	—	6
B 賃金等（賃金未払い等）	2	—	1	2	—
C 労働条件等（社会保険等）	—	—	2	—	—
D 職場の人間関係（パワハラ等）	1	—	2	1	4
E そ の 他	2	—	5	6	2
計	6	—	12	9	12

(注) 1 事件に2つ以上のあっせん事項がある場合、それぞれ区分し計上した
ので、取扱件数とは一致しない。

第6表 終結区分別取扱件数

年 別	取 扱 件 数 (A)	解 決 (B)		打 切 り	取 下 げ (C)	不 開 始 (D)	翌 年 へ 繰 越 し (E)	解 決 率 (%)
		案 提 示 等	自 主 解 決					
R3	3	1	—	2	—	—	—	33.3
R4	—	—	—	—	—	—	—	—
R5	5	3	—	2	—	—	—	60.0
R6	6	3	—	2	1	—	—	60.0
R7	9	5	—	4	—	—	—	55.6
計	23	12	—	10	1	—	—	54.5

(注) 1 「自主解決」には、あっせん員の指名の前後を問わず、事務局の事情
聴取やあっせん活動の影響を受けて、申請者が自主的な話し合い等により
解決したとして取り下げた場合が含まれる。

$$2 \text{ 解決率 (\%)} = \frac{B}{A - (C + D + E)} \times 100$$

第7表 所要日数別取扱件数

区 分	R3	R4	R5	R6	R7
8日 未 満	—	—	—	—	—
8日 ～ 14日	—	—	—	—	—
15日 ～ 21日	—	—	—	2	—
22日 ～ 30日	—	—	1	—	—
31日 以 上	3	—	4	3	9
計	3	—	5	5	9
延べ所要日数 (日)	192	—	212	216	439
1事件当たりの平均所要日数	64.0	—	42.4	43.2	48.8

- (注) 1 前年からの繰越分は終結年において計上した。
 2 不開始、指名前取下げ及び翌年への繰越分を除く。
 3 申請日から終結日までの日数により区分した。

別表
令和7年個別労使紛争あっせん事件一覧

整理番号	事件番号	申請日	申請者別	あっせん事項等（労使の主張）
1	R7 1号	R7. 1. 12	労働者	<p>上司からのパワハラ発言等についての質問に対する返答と謝罪【D】 〔労働者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上司からのパワハラ発言等について質問したが、返答がないため、返答と謝罪をしてほしい。 <p>〔使用者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パワハラの相談とは認識していなかった。 ・職場責任者として謝罪は可能だが、職員個人からの謝罪は難しい。
2	R7 2号	R7. 1. 15	労働者	<p>パワハラを受けたことにより再就職が困難になったことに対する損害賠償金の支払い【D、E】 〔労働者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パワハラを受けたことにより再就職が困難になったことに対する損害賠償金を求める。 <p>〔使用者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パワハラはなく、申請者の退職に当たり退職合意書を取り交わし、両当事者間において債権債務がないことを合意していることから、申請者に金銭を支払うべき理由がない。
3	R7 3号	R7. 5. 1	労働者	<p>不当解雇による経済的損失の補填と不当解雇及びパワハラによる精神的苦痛に対する慰謝料の支払い【A、D】 〔労働者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当解雇による経済的損失の補填と不当解雇及びパワハラによる精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求める。 <p>〔使用者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慰謝料を支払うつもりはない。
4	R7 4号	R7. 8. 4	労働者	<p>異動によるうつ病の発症と休職中に受けた理不尽な扱いで退職に至るまでの精神的苦痛に対する慰謝料の支払い【A】 〔労働者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動によるうつ病の発症と休職中に受けた理不尽な扱いで退職に至るまでの精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求める。 <p>〔使用者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金銭の支払いには応じられない。
5	R7 5号	R7. 8. 20	労働者	<p>懲戒解雇の撤回【A】 〔労働者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懲戒解雇の撤回を求める。 <p>〔使用者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復職は絶対に認められない。
6	R7 6号	R7. 9. 17	労働者	<p>在職時及び退職手続等に当たる労力、経済的・精神的損害に対する補償金の支払い【E】 〔労働者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在職時及び退職手続等に当たる労力、経済的・精神的損害に対する補償金の支払いを求める。 <p>〔使用者〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職等に関する手続は、労働基準監督署に相談しながら申請者も納得したうえでを進め、終了している。 ・根拠のない金銭の支払いに応じることはできないが、根拠を示してもらえば検討する。

あっせん員 指名日	あっせん員			あっせん 回数	終結日	所要 日数	終結 区分
	公	労	使				
R7.1.21	佐々木 くみ	佐藤 友彦	飯野 守	1	R7.3.7	55	解決
R7.2.4	嵩 さやか	鈴木 謙一	清野 敦	1	R7.3.14	59	打切り
R7.5.8	水野 紀子	佐竹 一則	飯野 守	1	R7.6.3	34	解決
R7.8.18	岡崎 貞悦	北舘 和彦	小野木 克之	1	R7.9.5	33	解決
R7.8.26	豊田 耕史	佐藤 友彦	菅野 淳	1	R7.10.3	45	解決
R7.9.24	佐々木 くみ	鈴木 謙一	大内 栄治	1	R7.11.5	50	解決

整理番号	事件番号	申請日	申請者別	あっせん事項等（労使の主張）
7	R7 7号	R7.9.22	労働者	雇止め等に係る慰謝料の支払い【A】 〔労働者〕 ・雇止め等に係る慰謝料の支払いを求める。 〔使用者〕 ・申請者の派遣契約は更新されると認識していたが、派遣会社側から現行の契約期間で終了すると言われ、契約終了となった。
8	R7 8号	R7.9.22	労働者	不当な雇止めにより得られなかった賃金等相当額と精神的苦痛に対する慰謝料の支払い【A】 〔労働者〕 ・不当な雇止めにより得られなかった賃金等相当額と精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求める。 〔使用者〕 ・現行の契約期間で終了するつもりは無かったが、申請者から働き続けるのは難しいとの申出があったため、派遣先に現行の契約期間で終了することを依頼した。
9	R7 9号	R7.9.24	労働者	パワハラ及び不利益取扱いにより受けた精神的苦痛に対する解決金の支払い【A、D】 〔労働者〕 ・パワハラ及び不利益取扱いにより受けた精神的苦痛に対する解決金の支払いを求める。 〔使用者〕 ・申請者からの内部通報を受けて調査した結果、ハラスメントの事実はなく、ハラスメントとは認定できない旨を回答した。 ・解決金を払う理由が無く、和解に向けた話し合いはできない。

(注) 1 「所要日数」は、申請日から終結までに要した日数
(注) 2 「あっせん事項等（労使の主張）」欄のアルファベットは、「第5表 あっせん事項別取扱件数」の区分に対応

あっせん員 指名日	あっせん員			あっせん 回数	終結日	所要 日数	終結 区分
	公	労	使				
R7.9.29	水野 紀子	新山 斉	伊藤 光芳	0	R7.11.17	57	打切り
R7.9.29	水野 紀子	新山 斉	伊藤 光芳	0	R7.11.17	57	打切り
R7.10.6	岡崎 貞悦	北舘 和彦	飯野 守	0	R7.11.11	49	打切り

